

裁判員制度が始まりました!

市民のみなさまが刑事事件の裁判に参加する「裁判員制度」が5月21日から始まりました。裁判員制度は、市民のみなさまから選ばれた6人の裁判員の方に、地方裁判所で行われる殺人など重大な刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度で、市民のみなさまの積極的な協力なくしては成り立ち得ない制度です。

私たち市民の自由や権利と深くかかわる刑事裁判。裁判員制度はその刑事裁判に市民のみなさまが参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する市民のみなさまの信頼の向上につながる



裁判員制度Q&A

Q1 裁判員はどのように選ばれるのですか?

A1 年1回、20歳以上の市民のみなさまの中から、無作為に裁判員候補者が選ばれます。裁判員は、この候補者の中から、事件ごとに裁判所における選任手続により選ばれます。

Q2 裁判員になることは辞退できないのですか?

A2 裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民のみなさまに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。但し、学生や70歳以上の人は辞退できますし、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた人も、辞退することができます。

Q3 仕事が忙しいのですが、辞退できないのですか?

A3 仕事が忙しいというだけの理由では、辞退はできないことになっています。但し、とても重要な仕事があり、本人自身が処理しなければ、著しい損害が生じると裁判所が認めた場合のみ辞退が認められます。

Q4 裁判所に行かないといけない日数はどのくらいですか?

A4 事件により異なりますが、多くの裁判は、数日間で終わることが見込まれています。ただ、事件によってはもう少し時間がかかる場合もあります。

Q5 どんな事件の裁判をするのですか?

A5 対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。
1 人を殺した場合(殺人)



2 強盗が人にけがをさせた場合は、死亡させた場合(強盗致死傷)
3 人に怪我をさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
4 ひどく酒に酔った状態で、自動車等を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
5 人が住んでいる家に放火した場合(現住建築物等放火)
6 身代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身代金目的誘拐)
7 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

裁判員制度 ゆんたくDAY 開催しています

那覇地方裁判所では、裁判員制度の説明会を行っています。

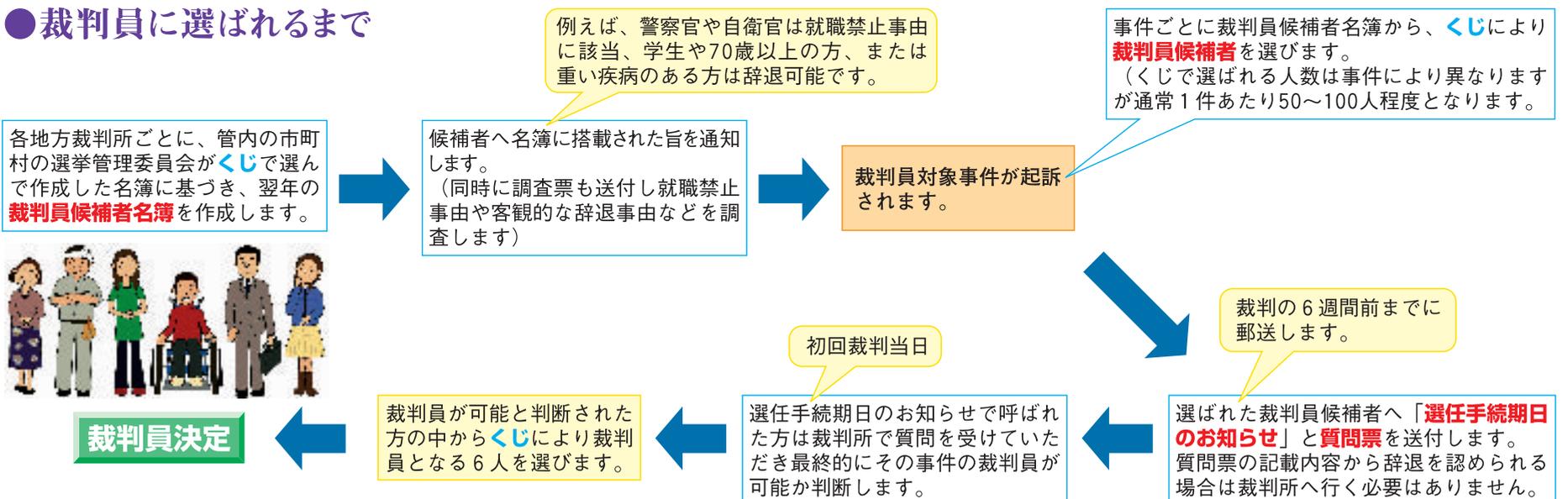
- 場所: 那覇地方裁判所
- 定員: 40~50名 (事前の電話等申し込みによる先着順)
- 内容: 刑事裁判の傍聴(約1時間)、DVD視聴(ワンポイント解説・15分)、裁判員裁判用法院の見学・裁判官とのゆんたく(フリートーク)



■ 申し込み・お問い合わせ
那覇地方裁判所総務課(広報担当 ☎855-3366 内241)



● 裁判員に選ばれるまで



● 裁判員になると

① 審理に出席



② 評議・評決



③ 判決宣告



● 裁判員の保護

不利益取り扱いの禁止

裁判員、補充裁判員、裁判員候補者であることを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをすることの禁止

裁判員の情報非公開

裁判員、補充裁判員、裁判員候補者を特定する情報を公にすることの禁止

裁判員の氏名等漏えい禁止

検察官、弁護士、被告人が裁判員候補者の氏名等をもらすことの禁止

請託・威迫の禁止

裁判員、補充裁判員への請託、威迫行為禁止

裁判員への接触禁止

何人も当該事件に関し、裁判員、補充裁判員に接触することの禁止

※詳しくは下記の裁判所までお問い合わせください。

那覇地方裁判所事務局総務課 ☎098-855-3366(内241)

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>